

2024年6月3日

原子力発電環境整備機構
理事長 近藤 駿介 殿

原子力発電環境整備機構
情報公開審査委員会
座長 佐藤 貴夫

答 申 書

2024年5月21日付で原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。）から当委員会へ諮問された2024年度諮問第1号（「2024年4月25日付で受付けた情報公開請求書の機構資料」の取扱いについて）に対し、当委員会は、審議の結果に基づき、以下のとおり答申する。

第1 答申の趣旨

公開請求のなされた機構資料には存否を明らかにしないものが含まれている可能性がある旨を請求者に示すこと、および「法人等情報」に該当する部分を非公開とすることは妥当と認められる。

第2 答申の理由

1. 情報公開請求に係る機構資料[2024 - 1]

佐賀県東松浦郡玄海町に関する、または佐賀県東松浦郡玄海町とやりとりした
2017年度以降の一切の資料

2. 情報公開請求に対する機構の説明

(1) 情報公開請求に該当する機構資料

- ① 2023年11月16日実施・玄海町での対話型全国説明会開催結果
- ② 2024年4月17日開催・玄海町議会原子力対策特別委員会における参考人の出席要請
- ③ 「特定放射性廃棄物の最終処分施設の設置可能性を調査する地区」に係る調査の実施見込みの確認について [令和6年4月18日付・資源エネルギー庁]
- ④ 「特定放射性廃棄物の最終処分施設の設置可能性を調査する地区」に係る調査の実施見込みの確認結果について (回答) [2024年4月25日付・原子力発電環境整備機構]

なお、請求者には「公開請求された機構資料には、規程第10条により存否を明らかにしないものが含まれている可能性がある」と資料の存否に関わらず付言する。

(2) 上記(1) 機構資料に係る公開の取扱い

上記(1) 機構資料の②③④における「公印影」は「法人等情報」として非公開とする。

3. 当委員会の判断

請求者に「公開請求された機構資料には、規程第10条により存否を明らかにしないものが含まれている可能性がある」と資料の存否に関わらず付言することは妥当と判断する。

また、上記(1)機構資料の②③④における「公印影」を「法人等情報」として非公開とすることは妥当と判断する。

更には、この非公開部分を除いた部分について、規程第8条の規定により部分公開とすることは妥当と判断する。

第3 審議の経緯

- | | |
|-----------------|-------------------|
| (1) 2024年 5月21日 | 情報公開審査委員会に諮問 |
| (2) 2024年 5月24日 | 第45回情報公開審査委員会で審議 |
| (3) 2024年 6月 3日 | 原子力発電環境整備機構理事長に答申 |

原子力発電環境整備機構 情報公開審査委員会

| | |
|---------|------|
| 委員長(座長) | 佐藤貴夫 |
| 委員 | 伊東健司 |
| 委員 | 加藤一郎 |